第１回　国史跡　武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画検討協議会　討議資料

１．史跡指定地の概況

２．史跡指定地及び周辺地区の現況

①自然的環境

②歴史的環境

③社会的環境

３．史跡の保存・活用に向けた課題

４．史跡の保存・活用の方向性の検討

平成 24 年 9 月 14 日（金）

１．史跡指定地の概況

１）史跡指定地及び周辺の概要

○武蔵野台地上にあり、多摩川が形成した崖の縁辺に位置する古代武蔵国の国府跡の一画に位置する。平成 20 年からの発掘調査で古代の大型建物群が発掘され、武蔵国府の官衙跡とみなされた。

○当該地区は古くから「御殿跡地」と呼ばれ、徳川家康造営の「府中御殿」跡地であるとともに「上古官庁の跡」地として伝承されてきた。

【史跡の概況】

○名称：武蔵国府跡（平成 21 年 7 月 23 日既指定）
○追加指定の面積：約６，９００㎡
○所在地（追加指定地）：本町一丁目 14 番１～３の一部
○指定年月日（追加指定）：平成 23 年２月７日

【武蔵国府関連遺跡（群）】

○国衙を中心に東西約 6.5 ㎞、南北最大 1.8 ㎞が指定
○国衙は東西約 200m、南北約 290m四方からなり、その西南端から当地区は約 50m程しか離れていない。当地区と国衙は現在府中街道により分断されているが、古代国府の時代には地続きだった可能性も考えられている。

【府中御殿の概要】

天正 18（1590）年、豊臣秀吉の奥州仕置の帰途に秀吉の宿泊施設とするため、徳川家康が急遽川越とともに造営したとあり、その後も鷹狩りなどで用いられた。正保 3（1646）年の大火で類焼した後は再建されず原野となった。
幕末にはこの景勝を生かそうと、一帯を「国府台」と名付け、台地の突端に四阿などが作られた。

【発掘調査履歴】

・昭和 33 年　富士製粉(株)府中工場として操業
・昭和 51 年　隣接北側地にイトーヨーカドー府中店が開業し、南側が駐車場として利用されるようになった
・平成 5 年　府中街道拡幅工事に伴う調査実施
・平成 9 年　富士製粉(株)府中工場が撤退し全体が駐車場として利用されることになった。駐車場斜路の発掘調査
・平成 13 年立体駐車場建設に伴う立ち会い調査
・平成 20 年店舗複合施設建設に伴う全体発掘調査

位置図

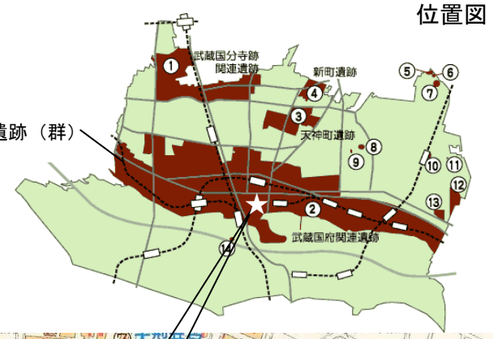

図　史跡指定地と周辺史跡状況図

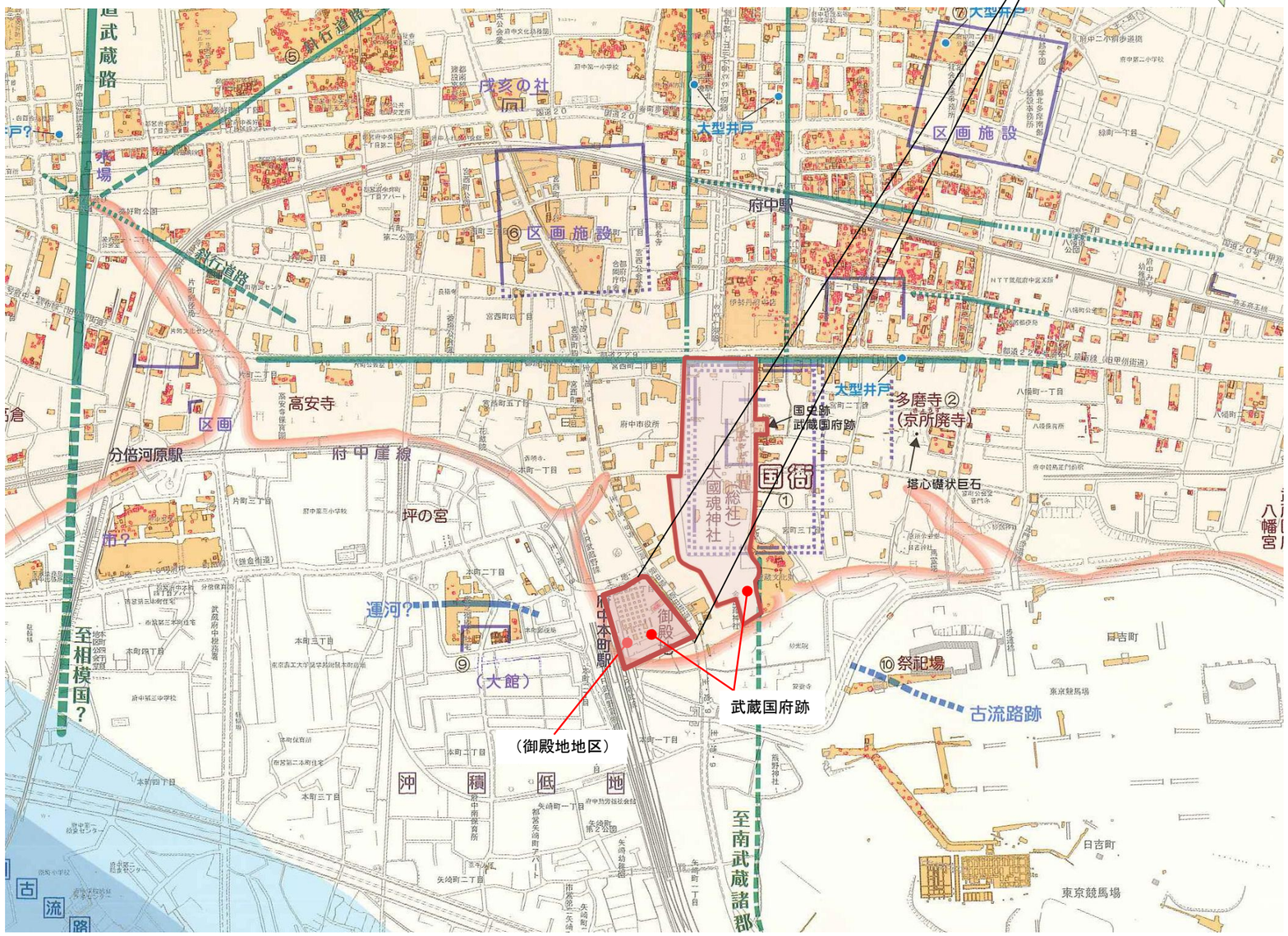

１．史跡指定地の概況

２）遺構の概要

○平成 20 年の発掘調査では、古墳時代前期〈古代以前〉、飛鳥時代から奈良・平安時代（古代）、17 世紀前半の遺構が調査されている。
○古代以前の様相は保存を目的とした調査であったため掘り下げていない遺構も多く不明な部分が残る。

【古墳時代前期】
□竪穴建物跡　16 棟　その他の遺構６基
・時間差で少なくとも 19 棟の竪穴建物が存在していた。古墳前期の土師器も検出。
・これまで市域で発見されてきた土器群よりも古い様相のものが含まれていた。

【飛鳥時代から奈良・平安時代】
□竪穴建物跡　８棟　　掘立柱建物跡　５棟　　溝　１条　　その他の遺構 12 基
「□館」の墨書が見られる須恵器杯も検出
・初期国司館跡は大國魂神社境内を中心とした国衙が８世紀前葉に成立していることから、この直前の遺構であり、古代の地方行政制度が整備され、諸国に国府が設置された初期の遺跡といえる。
・検出された遺構から、初期国司館のほか、多柱間構造の建物を正殿（主屋）に用いていること、竪穴建物を見えるような位置に配していることから、地元有力者の館である可能性も想定できる。
・国庁造営以前につくられたことから国庁機能を兼ね備える必要性からコの字型配置としたことが考えられる。

この年代の国府に関連する遺跡は全国的にも珍しく古代の地方行政制度の成立過程を考える上で重要な遺跡といえる。

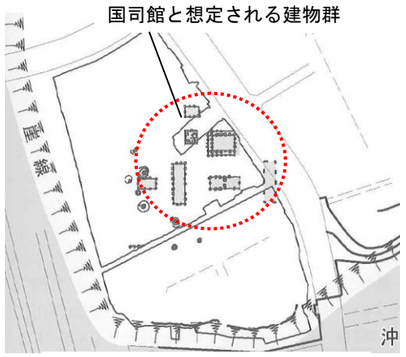

図　地形復元図と建物配置想定

【17 世紀前半】〈中世～近世〉
□竪穴建物跡　２棟　　掘立柱建物跡　10 棟　　柵跡　７条　　墓　14 基　　井戸跡　２基
溝　２条　　土坑　３基　その他の遺構 32 基
・徳川将軍家の御殿は、平塚市の中原御殿や千葉市のお茶屋御殿でも堀が巡らされ、長大な掘立柱建物群や井戸跡が検出されている。これに対し、当地区では堀はない。しかし柵跡の一部では根石を持つ大きな柵であり、三葉葵の鬼瓦が検出していることからも徳川将軍家の施設であることは疑いようがない。
・家康がこの地で鷹狩りを軍事訓練として行ったことも想定され、当地の施設は野戦の本陣に近い形のものであったことも考えられる。
・大型の柵より北側の奥向きと考えられる部分は馬屋あるいは食事を準備する施設があったと考えられる。

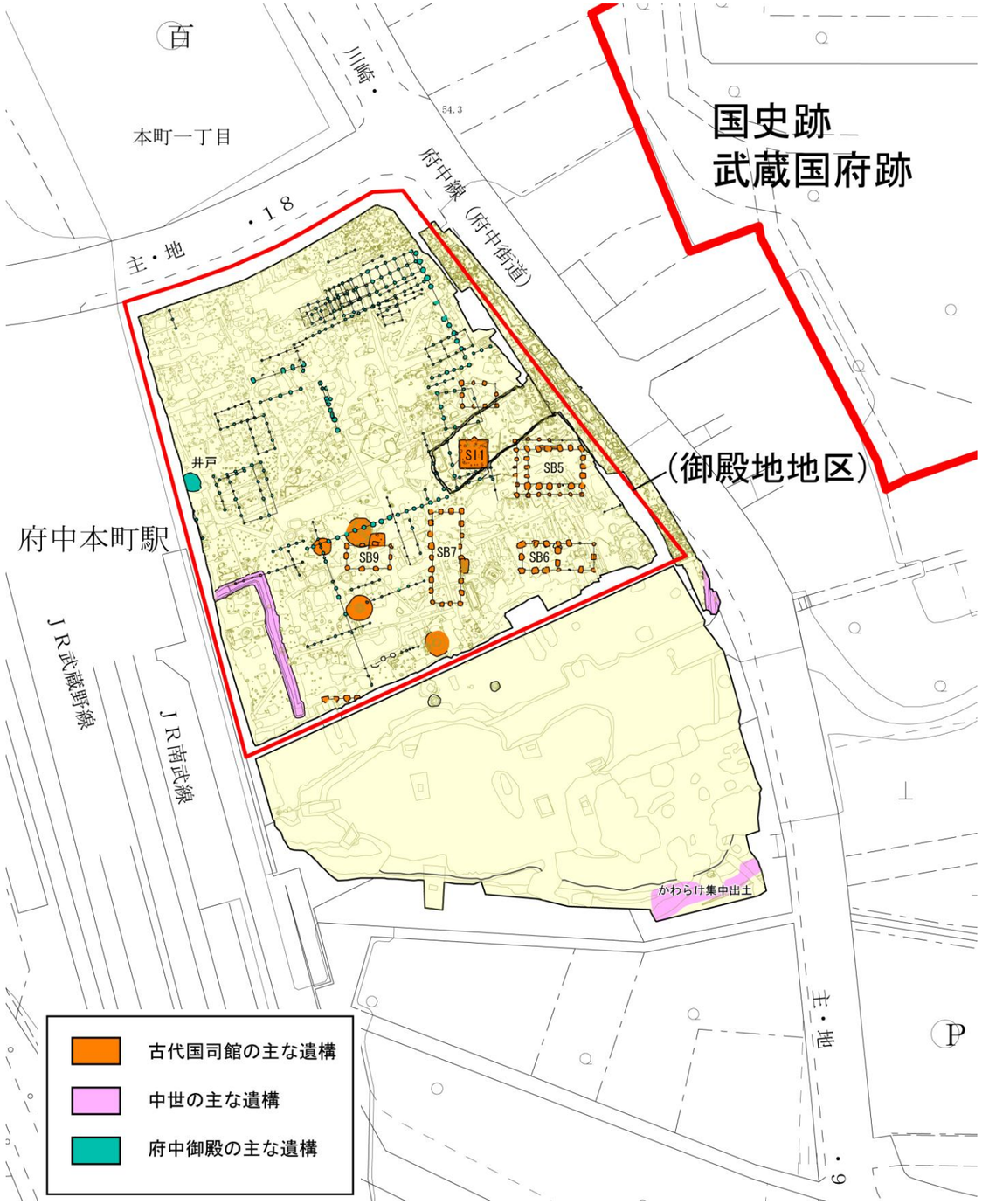

２．史跡指定地及び周辺地区の現況　―①自然的環境

１）地形的条件

○史跡指定地は、武蔵野台地の南側を画す多摩川の左岸に位置し、府中崖線が南に張り出した台地縁辺部に位置する。
○崖線の高さは８～15m（史跡指定地の位置では約９ｍの高低差がある）
○史跡指定地は段丘上に位置するためほぼ平坦な土地となっている。
○JR 武蔵野線・南武線や府中街道沿道の一部については崖線が改変されているものの、大國魂神社南辺などは崖線の斜面地がよく残されている。

図　地形区分図

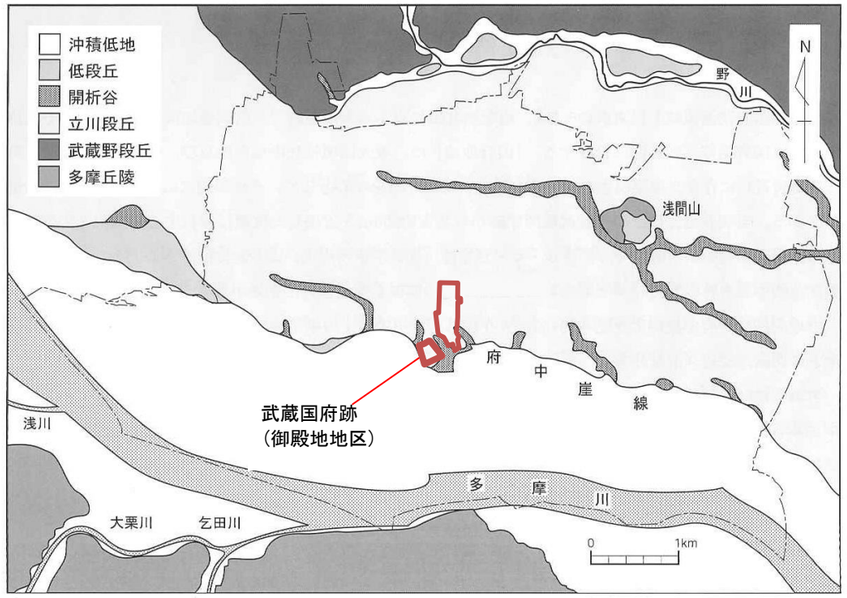

史跡指定地東の府中街道（切り通し道路）のよう壁

府中崖線（東京競馬場北部）

府中崖線（JR 南武線以北）

２）緑地の状況

○これまでの土地利用の経緯から、史跡指定地内には目立った高木などはない。
○史跡指定地周辺においては、大國魂神社境内や東京競馬場などの大きな緑地環境が分布している。
○府中崖線の斜面緑地は、都市基盤の整備や市街地拡大等により減少傾向にあるが、寺社の境内地にはまとまった緑地が残っている。

図　緑地現況図（平成 20 年度都市計画基礎調査より）

２．史跡指定地及び周辺地区の現況　―②歴史的環境

１）古代の歴史的環境

○日本列島に誕生した古代国家では、大化の改新後、中央集権体制を整えていくなかで地方行政単位だった「国」が６０前後あった。
○古代の武蔵国は、現在の東京都、埼玉県、神奈川県川崎市・横浜市の大部分を占める広大な国であり、武蔵国府はその南側中央部に位置している。
○武蔵国府域は、国衙を中心に府中崖線に沿って立川段丘上から一部崖線下までの沖積低地まで広がり、その規模は東西約 2.2km、南北最大約 1.8km の範囲に広がるとみられており、その北方には武蔵国分寺跡がある。
○国府と国分寺は東山道武蔵路及び国府国分寺連絡道で結ばれており、それぞれ政治と宗教の拠点として一体性を持って機能していたと考えられている。

図　広域地形図と国府遺跡群

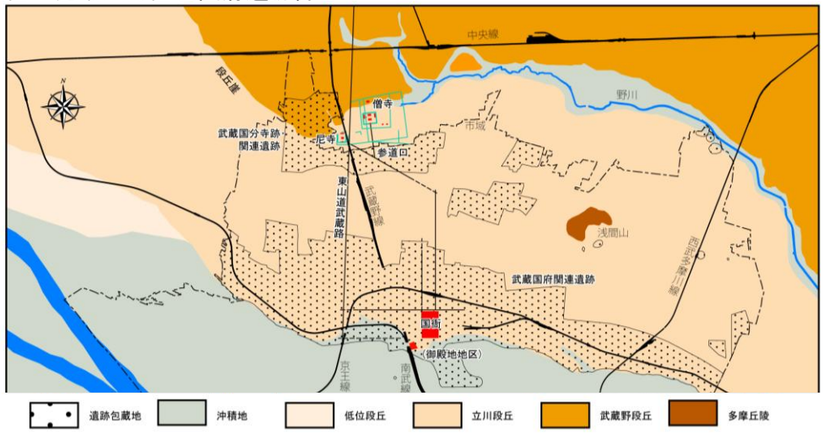

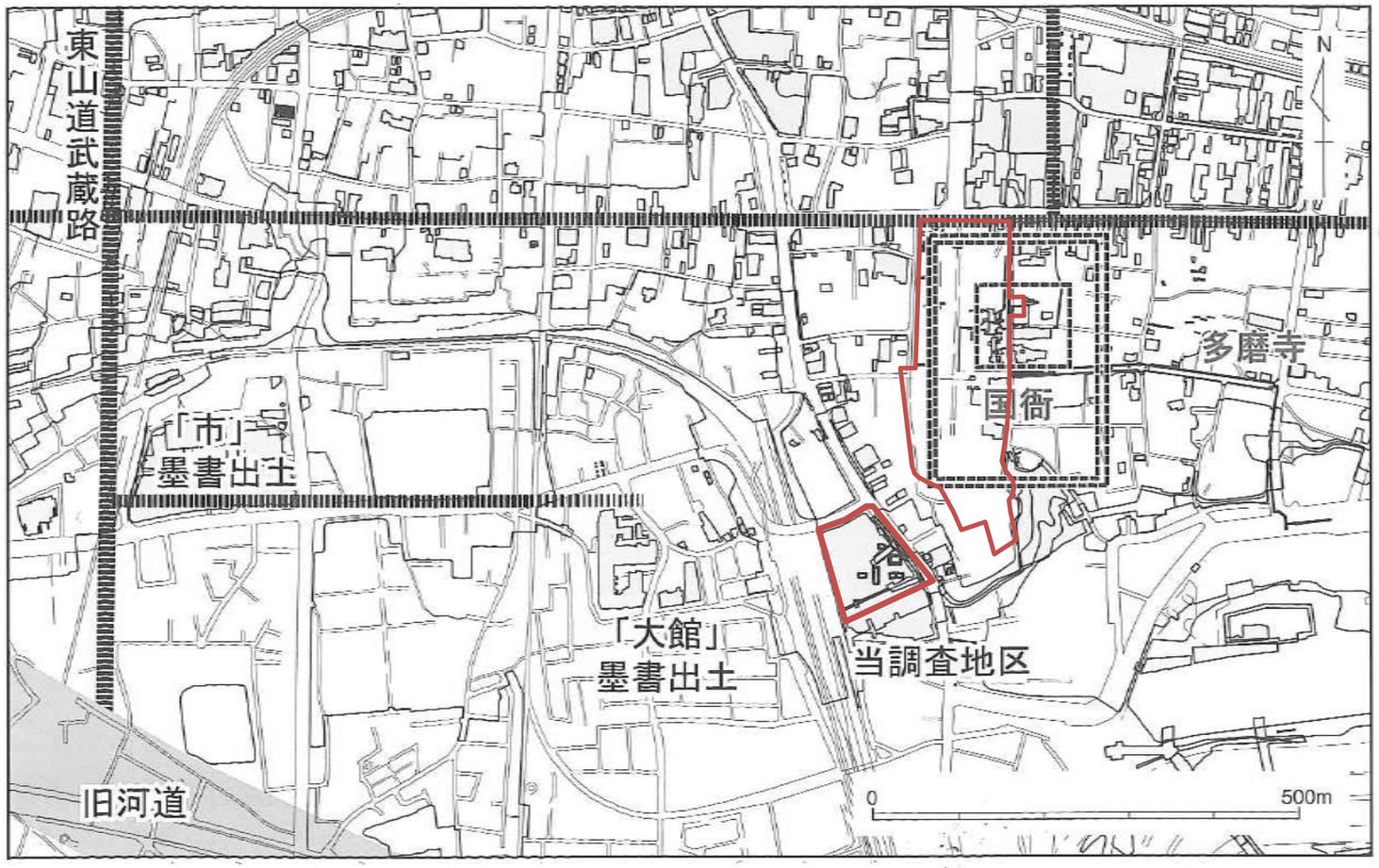

【史跡指定地周辺の国府関連遺跡】
○近年の発掘調査から、当地区北東に位置する大國魂神社とその東側には国衙が形成されており、その東側には群名を冠した多磨寺があったと考えられている。
○西側の低地には「大館」と墨書が記された土器が見つかっており、さらに西の分倍河原駅の近くからは「市」と記された墨書土器が出土している。
○その西側には東山道武蔵路が南北に直線的に縦断している。

【国衙域の環境】
○古代武蔵国府の中心である武蔵国衙は武蔵総社である大國魂神社の境内からその東に広がる東西約 200m、南北約 290mに二条の平行する溝で区画され、その北辺には門跡も見られる。
○二条の溝の間には築地塀などがあったとみられる。
○地域内の建物群は瓦を葺き基壇に磚（せん）を敷いた格式の高いものだった

かつては多摩丘陵の山並みが見える立地だった

東山道武蔵路　保存地区

国史跡武蔵国府跡 武蔵国衙地区

２）近世以降の歴史的環境

○国衙の機能は 10 世紀代に停止したことが推測されている。その頃から国府のマチは徐々に規模を縮小していったとみられる。さらに 12 世紀になると遺構、遺物ともに皆無に近い状態となる。
○こうした中で、旧甲州街道周辺には藤原秀郷や源義経、足利尊氏らの伝承や記録が残る称名寺、高安寺などの記録がある。また、大國魂神社の境内には、市内で現存する最も古い木造建築のひとつである東照宮がある。
○さらに、源頼義・義家親子の東北遠征の凱旋記念が起源とされる馬場大門のケヤキ並木など、街道筋のマチとして府中は再び活況を呈していく。特に府中宿は江戸後期に賑わいをみせた。
○また、府中街道と甲州街道の交差点にある高札場は、全国でも稀な大きさで往時の原形をとどめている。

【府中宿と徳川御殿】
○甲州古道は府中宿より多摩川を渡り日野の万願寺へと続いていた。その宿の規模は甲州街道の中でも八王子と並び称されていた。
○初期の徳川将軍家は、江戸を中心に各所に宿泊、休憩施設を設けており、その一つとして府中御殿が造営された。
○府中御殿は 1590 年に豊臣秀吉を饗応するために家康が造営したものとして、数ある御殿の中でも初期に設けられたものと考えられている。

【馬場大門のケヤキ並木】
○源頼義・義家親子が前九年の役（1051～1062）で六所宮（大國魂神社）に先勝祈願したところ、見事平定できたので、凱旋のお礼として苗木千本を寄附したのがケヤキ並木の起源と言われている。後に徳川家康も大阪の役（1614・1615）後に彼らに倣って補植したという話もある。
○年代が明確な史料として最も古い寛永７（1667）年の史料の頃は並木の間に３筋の道があり、馬場として使われていたことが記されている。

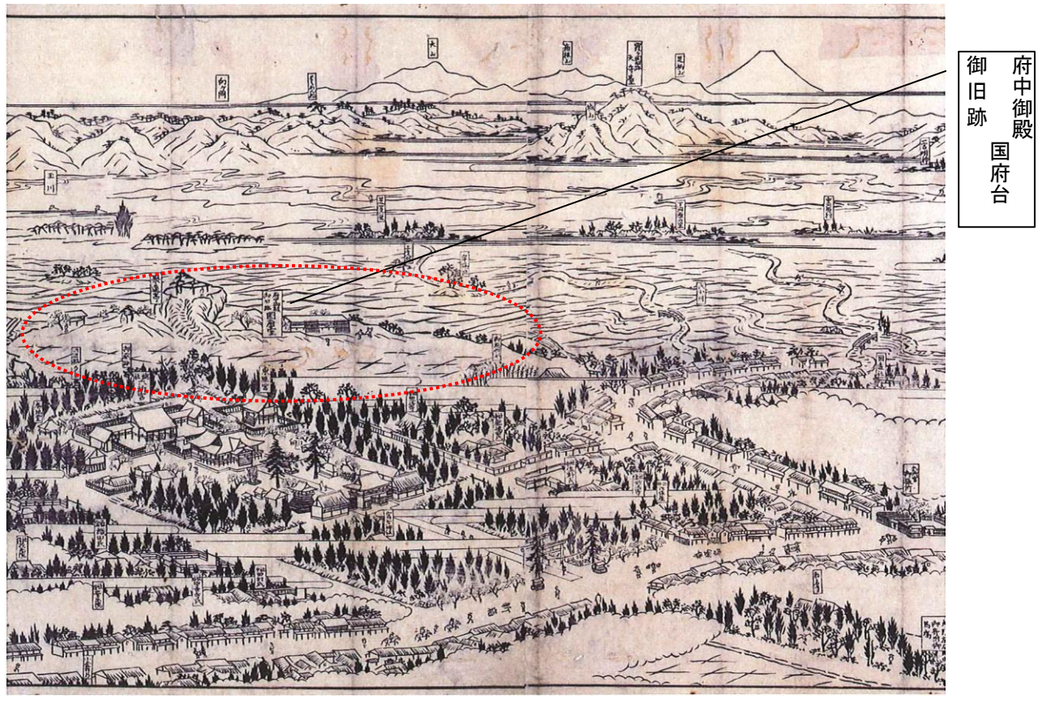

武蔵府中国府台勝概一覧図（幕末）

都指定文化財 府中高札場

国指定文化財 馬場大門のケヤキ並木

大國魂神社境内　東照宮

高安寺

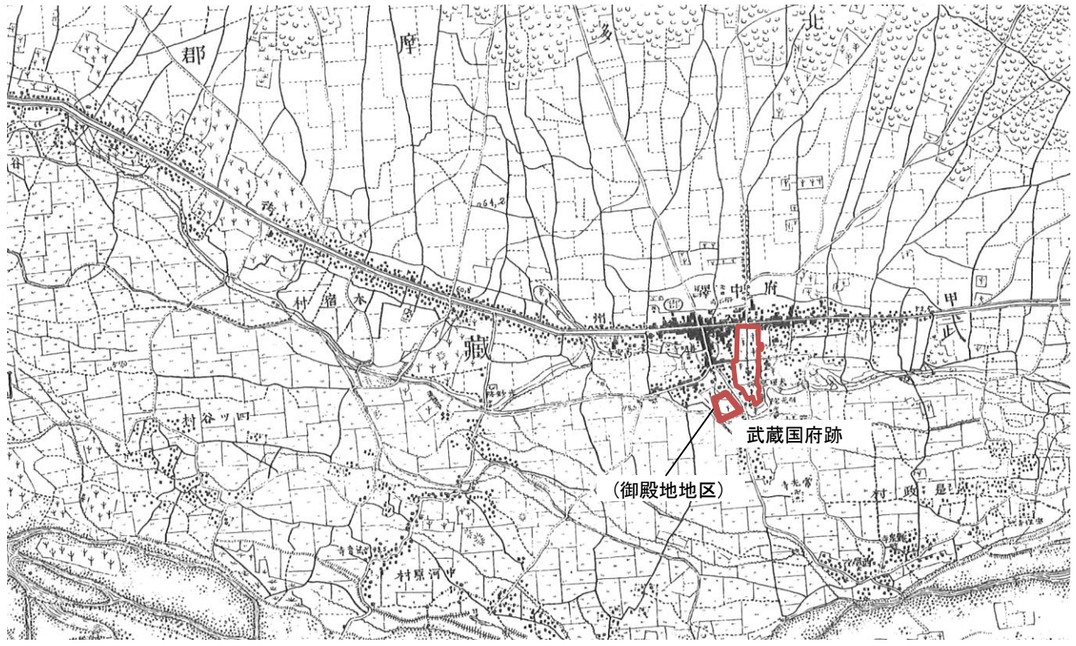

２．史跡指定地及び周辺地区の現況　―②歴史的環境

３）歴史・文化資源の状況（一覧）

○府中市は、武蔵国府関連遺跡の他にも武蔵国分寺関連遺跡をはじめ大正期に指定された馬場大門のケヤキ並木や熊野神社古墳などの遺構が文化財として指定されている。

○このうち、国府跡、国分寺跡などは、都市化された市街地内の遺構として、調査が進められており、徐々に当時の状況が明らかになってきた。

○国府跡等の今後の史跡指定や公有地化のあり方については、現在、保存管理計画の検討が進められている。

図　遺跡位置図

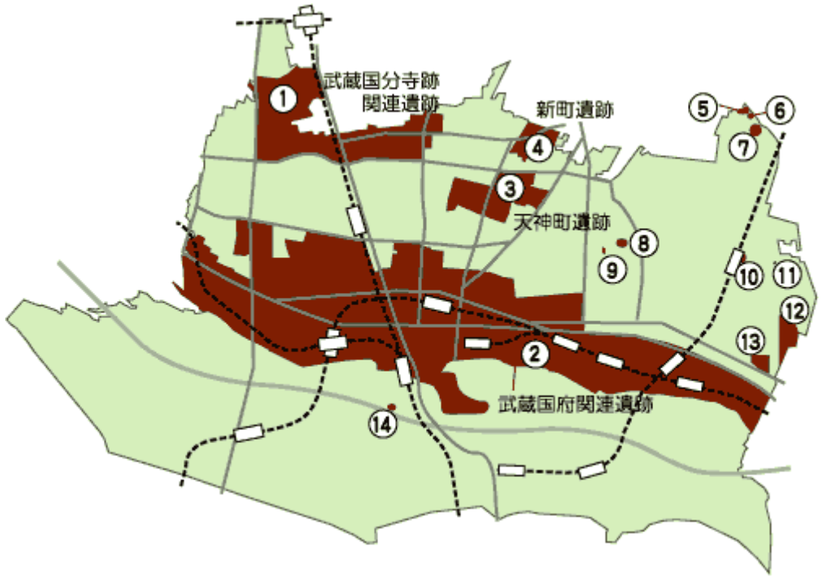

【主な史跡一覧】

①武蔵国分寺跡関連遺跡	②武蔵国府関連遺跡
③天神町遺跡	④新町遺跡
⑤武蔵野公園遺跡	⑥NO．19 遺跡
⑦NO．20 遺跡	⑧浅間山前山遺跡
⑨若松町四丁目遺跡	⑩朝日町遺跡
⑪NO．29 遺跡	⑫飛田給北遺跡
⑬朝日町神明台遺跡	⑭三千人塚

府中市文化財一覧

	名称	所在地	所有地	指定年月日	文化財類別
国指定文化財	鉄造阿弥陀如来坐造 附　鉄造阿弥陀如来坐造	本町1－5	善明寺	大2、4,14	重要文化財
	馬場大門のケヤキ並木	宮町・宮西町他	大國魂神社	大13,12,9	天然記念物
	銅造阿弥陀如来立像	白糸台1－11	上染屋八幡神社	昭3,8,17	重要文化財
	木造狛犬	宮町3－1	大國魂神社	昭24.2.18	重要文化財
	南部家文書	清水が丘3丁目	個人	昭59.6.6	重要文化財
	薙刀無銘一文字	清水が丘3丁目	個人	昭61.6.6	重要文化財
	武蔵国分寺跡	栄町3－17	東京都	平17.3.2	史跡
	武蔵府中熊野神社古墳	西府町2－9	熊野神社	平17.7.14	史跡
	武蔵国府跡	宮町2丁目5番地，3丁目1番地	市・大國魂神社	平21.7.23	史跡
		本町1－14	府中市	平23.2.7	
国登録有形文化財	東京農工大学農学部本館	幸町3－5	国	平12.10.11	登録有形文化財
国選択記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	武蔵府中の太鼓講の習俗	宮西町	大國魂神社太鼓講中	昭54,12,7	記録作成等の講ずべき無形の民俗文化財
文化科学省認定重要美術品	紙本墨書後柏原天皇宸翰御詠草	浅間町3丁目	個人	昭12,12.24	重要文化財
	木彫仏像五体	宮町3－1	大國魂神社	昭23,4.27	重要文化財
	古鏡四面	宮町3－1	大國魂神社	昭23,4.27	重要文化財
	古写本三種	宮町3－1	大國魂神社	昭24,4.13	重要文化財
都指定文化財	分倍河原古戦場	分梅町2丁目付近一帯	民有地（府中市）	大8.10.1	旧跡
	府中高札場	宮西町5-1	大國魂神社	昭4.10.2	旧跡
	井田是政墓	日吉町1（東京競馬場内）	個人	昭4.10.2	旧跡
	人見原古戦場	浅間山の周辺	―	昭11.3.4	旧跡
	浅野長政隠棲の跡	白糸台5丁目	個人	昭12.7.22	旧跡
	川崎定孝墓	押立町4丁目	個人	昭12.10.18	旧跡
	木曽源太郎墓	片町2-4	高安寺	昭14.5.1	旧跡
	依田伊織墓	本町1-5	善明寺	昭14.5.1	旧跡
	西園寺実満墓	本町1-5	善明寺	昭14.5.1	旧跡
	大國魂神社本殿	宮町3-1	大國魂神社	昭37.3.31	有形文化財
	蓮華形馨	南町6-32	妙光院	昭39.4.28	有形文化財
	旧府中町役場	南町6-32	府中市	昭62.2.24	有形文化財
	双盤念仏	白糸台5-20	車返本願寺結衆講	平3.3.8	無形民俗文化財
	旧三岡家長屋門	南町6-32	府中市	平7.3.27	有形文化財
	三千人塚	矢崎町2丁目	個人	平17.2.22	史跡
	武蔵府中のくらやみ祭	宮町3-1	武蔵府中くらやみ祭保存会	平22.3.23	無形民俗文化財

	名称	所在地	所有地	指定年月日	文化財類別
市指定文化財	小田原北条免税朱印状	南町6-32	高安寺	昭34.12.11	有形文化財
	野村瓜州の墓	片町2-4	高安寺	昭34.12.11	史跡
	建長4年の三所宮坂碑	南町6-32	個人	昭36.2.23	有形文化財
	応永16年の法華経板碑	南町6-32	個人	昭36.2.23	有形文化財
	鹿島神社懸仏	南町6-32	是政三丁目西部自治体	昭36.2.23	有形文化財
	北条氏照の書翰	南町6-32	妙光院	昭36.2.23	有形文化財
	井田墓地内の板碑	南町6-32	個人	昭36.2.23	有形文化財
	大國魂神社境内樹木の一部	宮西町3-1	大國魂神社	昭36.12.15	天然記念物
	竜光寺阿弥陀如来像	押立町4-35	竜光寺	昭39.1.9	有形文化財
	紹巴の賛のある渡唐天神の軸	是政2丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
	関良雪の自画像軸	本町1丁目	個人	昭39.1.9	有形文化財
	文禄3年の幣束立	南町6-32	個人	昭39.1.9	有形文化財
	文禄3年の検地帳	南町6-32	個人	昭40.3.11	有形文化財
	天正18年の検地帳	南町6-32	個人	昭40.3.11	有形文化財
	天正8年の鍔口	南町6-32	個人	昭40.3.11	有形文化財
	有海の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
	文禄3年在銘の鞍	四谷2丁目	個人	昭40.3.11	有形文化財
	高林吉利の墓	片町2-4	高安寺	昭45.8.24	旧跡
	徳川慶喜自筆の額	宮町3-1	大國魂神社	昭47.6.30	有形文化財
	徳川家の朱印状	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
	大國魂神社神宝の刀剣	宮町3-1	大國魂神社	昭49.3.15	有形文化財
	大國魂神社鼓楼	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
	大國魂神社神宝の刀剣	宮町3-1	大國魂神社	昭56.10.16	有形文化財
	府中囃子	―	府中囃子保存会	昭58.4.22	無形民俗文化財
	旧河内家住宅	南町6-32	府中市	昭58.5.27	有形文化財
	甲州街道常久一里塚跡	清水が丘3-15	府中市	昭59.1.27	史跡
	甲州街道本宿一里塚跡	日新町1-10	日本電気(株)府中工場	昭59.1.27	史跡
	大國魂神社神奉納刀剣	宮町3-1	大國魂神社	昭60.1.25	有形文化財
	矢島稲荷の大ケヤキ	宮西町4丁目	個人	昭61.5.23	天然記念物
	久世大和守寄進物	宮町3-1	大國魂神社	昭63.12.26	有形文化財
	八雲神社脇の元応の板碑	美好町3-40	八雲神社氏子中	平1.8.23	有形文化財
	高安寺観音堂	片町2-4	高安寺	平2.12.26	有形文化財
	ケヤキ並木馬場寄進の碑	宮町1-5	大國魂神社	平5.12.22	有形文化財
	高倉古墳群出土銀象嵌大刀 その他	南町6-32	府中市	平6.2.25	有形文化財
	長福寺出土の板碑群	南町6-32	長福寺	平8.4.8	有形文化財
	仏像を伴った中世甕棺墓出土一括品	南町6-32	府中市	平13.10.30	有形文化財
	高倉塚古墳	分梅町1-11	府中市	平13.10.30	史跡
	御嶽塚	西府町1-9	府中市	平16.3.31	史跡
	国史跡武蔵府中熊野神社古墳出土銀象嵌鞘尻金具他一括品	南町6-32	府中市	平18.5.29	有形文化財
	熊野神社本殿・拝殿	西府町2-9	熊野神社	平20.5.30	有形文化財
	旧陸軍調布飛行場白糸台掩体壕	白糸台2-17	府中市	平20.11.27	史跡
市登録有形文化財	谷中真吾彰徳碑	是政1-34	府中市	平20.11.27	有形文化財

２．史跡指定地及び周辺地区の現況　―③社会的環境

１）法規制、条例等-1

【都市計画規制】

地域地区	近隣商業地域	容積率／建ぺい率	300/80
	防火地区	日影地区	(二)5-3h　4.0m
	第３種高度地区	都市計画道路	なし

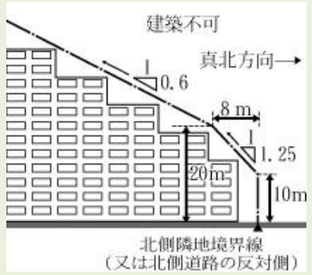

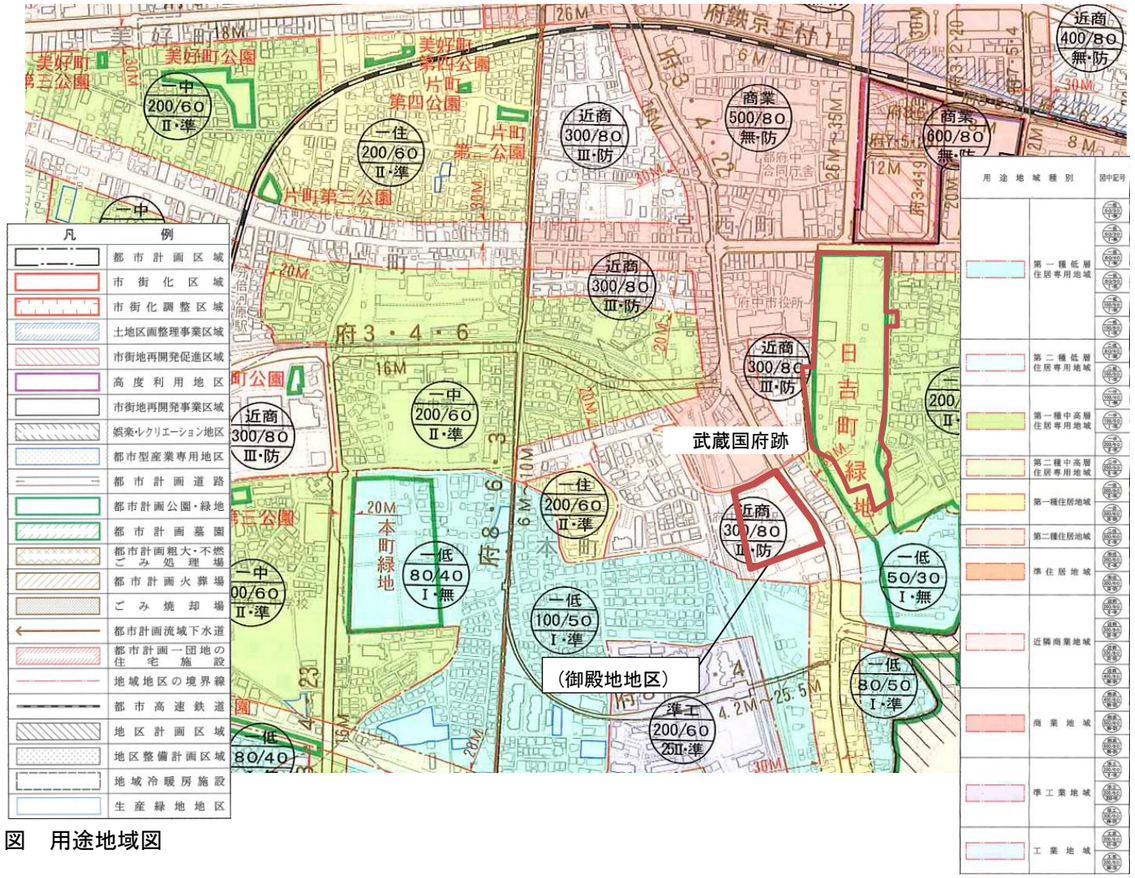

図　用途地域図

【景観計画】

○景観特性に応じて景観計画区域の地区を区分し、地区ごとに個別の方針及び基準を定めている。
○本史跡は「府中崖線景観形成推進地区」に指定され、崖線の既存の緑や地形の保全とともに、崖線沿いの散歩道や坂道の修景、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めることとしている。

■府中崖線景観形成推進地区における景観形成の目標及び方針

○景観形成の目標

ア　既存の緑や湧水地、地形などを保全するとともに、修景や整備、案内板の設置などにより、連続性のある景観を形成していきます。

イ　崖線沿いの散歩道の整備、坂道の修景などを図り、市民が日常的に親しめる景観としていきます。

ウ　崖線周辺の住宅、擁壁等の緑化、修景を進めるとともに、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めます。

○景観形成の方針（景観法第８条第２項第２号）

崖線に残る斜面緑地は都市に残る貴重な自然資源です。建築物の設計に当たっては、従前の地形を生かすとともに既存の緑を残します。

ア　崖線の地形を生かす

・　切土や盛土をきめ細かくすることで従前の地形を残します。
・　建築物は地形になじませるように分節化します。
・　屋根や壁面は自然に調和した素材や色彩とします。

イ　連続した緑をつくる

・　斜面の既存樹木はできるだけ残すような建物の配置とします。
・　緑地部分の造成を行う場合は、地表面の修復や高木の植栽により緑化します。
・　やむを得ず擁壁とした場合もツタなどで覆い緑化します。

ウ　湧水の保全

・　地下水の流れを断ち切らないような建物の立地とします。
・　透水性舗装など地下水を涵養する配慮をします。

１）法規制、条例等-2

【府中崖線景観形成推進地区における景観形成基準】

○府中市景観計画では「景観形成推進地区」を定めており、そのうち「府中崖線景観形成推進地区」が当地区に関連する。その区域は、府中崖線及び府中崖線と一体となって景観をつくりだしている府中崖線を中心におおむね 200m程度の範囲を対象としている。
○ここでは、①既存の緑や湧水地、地形などを保全するとともに、崖線沿いの散歩道の整備、坂道の修景などを図ること、②市民が日常的に親しめる景観づくりをすること、また、③ 崖線周辺の住宅、擁壁等の緑化、修景を進め、崖線への視界や崖線からの眺望に配慮した景観形成を進めること、を目的としている。

○景観形成の方針

ア 崖線の地形を生かす／イ 連続した緑をつくる／ウ 湧水の保全

○行為の制限に関する事項

ア建築物の建築等：届出対象行為：建築物の高さ≧２０ｍ又は延べ面積≧３，０００㎡

	景観形成基準
配置	□ 府中崖線の緑の景観が連続する配置とする。 □ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 □ 敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。 □ 切土や盛土をきめ細かくすることで従前の地形を残す。 □ 斜面の既存樹木はできるだけ残すような建物の配置とする。
高さ・規模	□ 高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 □ 周辺からの見え方に配慮し、府中崖線の景観との一体性や調和を図る。
形態・意匠・色彩	□ 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけではなく、府中崖線の緑や周辺の街並みと調和を図る。 □ 外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 □ 建築物は地形になじませるように分節化する。 □ 色彩は、別表１（９１ページ参照）の色彩基準に適合するとともに、周辺景観と調和を図る。 □ 屋根・屋上に設備がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。
	□ 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体と調和を図る。 □ 屋根や壁面は自然に調和した素材や色彩とする。 □ 緑の景観に不釣合いな色彩の看板や広告の表示・掲出を控える。
公開空地・外構・緑化等	□ 府中崖線への目照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。 □ 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 □ 緑化に当たっては、崖線の緑に適した樹種を選定し、周辺の景観と調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 □ 緑地部分の造成を行う場合は、地表面の修復や高木の植栽により緑化する。 □ やむを得ず擁壁とした場合もツタなどで覆い緑化する。 □ 敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。 □ 夜間の景観を落ち着きあるものとし、宅地部では、過度な照明を使用しない。 □ 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。 □ 透水性舗装など地下水を涵養する配置とする。

※その他、工作物についても規定している

景観形成基準のイメージ

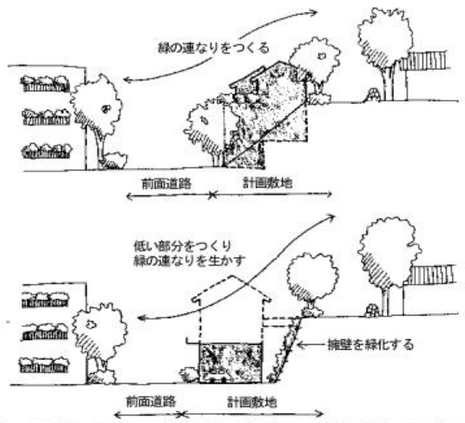

（周辺からの見え方に配慮し、府中崖線の景観との一体性や調和に配慮した例）

【景観協定】

○府中市では、景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定制度がある。景観協定は、景観行政団体（府中市）の長の認可により、一定の法的効力が生じるものである。
○隣接するマンションとの景観協定の内容は次のとおり。

■ザ・ミレニアムフォート府中御殿坂景観協定

景観協定区域内における建築物、工作物、緑化、屋外広告物などに関する基準を定め、北側に隣接する国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）及び区域内からの多摩の よこやまの見え方への配慮、並びに、御殿地地区との一体感の創出を増進し、かつ、周辺との良好な景観と環境を形成することにより、利用者が愛着を持ち魅力 を感じる景観の形成を促進し、府中本町駅前地区の快適な環境の形成に資することを目的とする。

決定年月日	平成 24 年 1 月 23 日
認可年月日	平成 24 年 3 月 1 日
位置	本町 1 丁目 14 番 32
面積	6,093.70 ㎡
有効期間	認可日から 5 年間

○主な内容　建築物の形態意匠、位置、用途及び建築設備などに関する基準、工作物、緑化等について定めるうち、公開空地については、次の内容が示されている。

〈公開空地〉

・フェンス、植栽等：公開空地の周囲に設置するフェンス、植栽等は、公開空地からの多摩のよこやまの見え方に配慮し、眺望を妨げないものとする。

・デザイン：デザイン等については、公開空地と御殿地地区との一体感を創出するため、次の事項に配慮するものとする。
　・御殿地地区との境界部分には、段差を生じさせてはならない。また、柵及びフェンス等の障害物を設けてはならない。ただし、御殿地地区の管理者と協議し、同意を得た場合はこの限りではない。
　・御殿地地区から公開空地への通行を妨げてはならないものとする。
　・公開空地の造りこみは、御殿地地区の造りこみ、デザイン等と調和させ、違和感を感じさせないものとする。また、御殿地地区の整備を行う際には、御殿地地区の管理者と協議し、必要な協力を行うこととする。

・維持・保全：不特定多数の利用者が快適に利用できるよう、公開空地の状態を保全し、植栽の適正な維持管理や設備等の安全性の確保に努める。

・緑化：府中崖線の植生（しょくせい）や緑の連続性及び御殿地地区との一体感の創出に配慮したものとする。ただし、御殿地地区の管理者と協議し、了承を得た場合は、この限りではない。

・照明：周辺環境との調和に配慮した形態や色彩とし、特に御殿地地区との一体感の創出に配慮したものとする。

・屋外広告物等：屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置については、第 8 条にある規定に準ずる。

２）行政計画、まちづくり政策等における位置づけ

【総合計画】

○現在の第５次総合計画は発掘以前に策定されたものであり、「歴史文化遺産の保存と活用」施策の一環としての位置づけとなるが、第６次総合計画の検討の中では史跡指定地について特記するよう検討している。

【観光振興プラン】

○平成 24 年７月策定の観光振興プランでは、今後、特に観光旅行のスタイルの変化と合わせてイベントと結びついた観光施策を重視している。

■史跡指定地と関係が深い施策の抜粋

１．観光資源の魅力向上

(1) 地域の魅力向上

⑤新たな観光拠点施設等の整備　→武蔵国府跡（家康御殿跡）の整備

⑥市内外を含む広域的な観光施設・資源間の連携強化→旧武蔵国の広域観光を促進する組織づくり

２．情報の発信とニーズの収集

(2) 情報に接する機会の創出

②祭り・イベント時を活用した情報影響・ＰＲ　→くらやみ祭りのﾊﾟﾌﾞﾘｯｸﾋﾞｭｰｲﾝｸﾞの導入

３．おもてなしの受け入れ態勢づくり

③市内の観光資源を学び、体験する機会の充実

→武蔵国府を体感できるイベントとしての「武蔵府中ふるさとまつり」の開催東

４．多様な主体の連携による施策の推進体制づくり

(1) 観光振興のための協働体制の構築

③周辺自治体等との連携による広域観光の推進体制の構築

→旧武蔵国の広域観光を促進する組織づくり

○最重点施策のイメージ

《テーマ性が高く四季を通じて魅力のある観光メニュー（コースの開発）》 実施時期　前期・後期

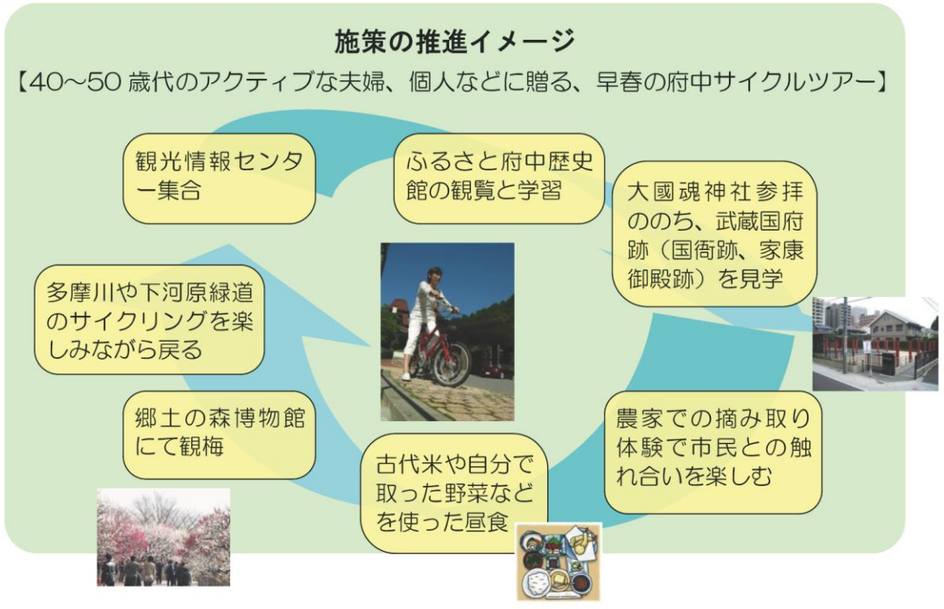

3）市街地状況

【土地利用現況】（平成 19 年度）

○駅周辺地区ではあるが、周辺の土地利用のうち、府中街道の反対側は小規模な専用独立住宅と中高層マンションが多い。北部は大規模商業施設とその周囲には若干の商業集積がみられるが、南側には商業施設がほとんどない。
○旧甲州街道以北では再開発が進んでおり、商業集積が著しいが一区画外側では住宅が主体となっている。

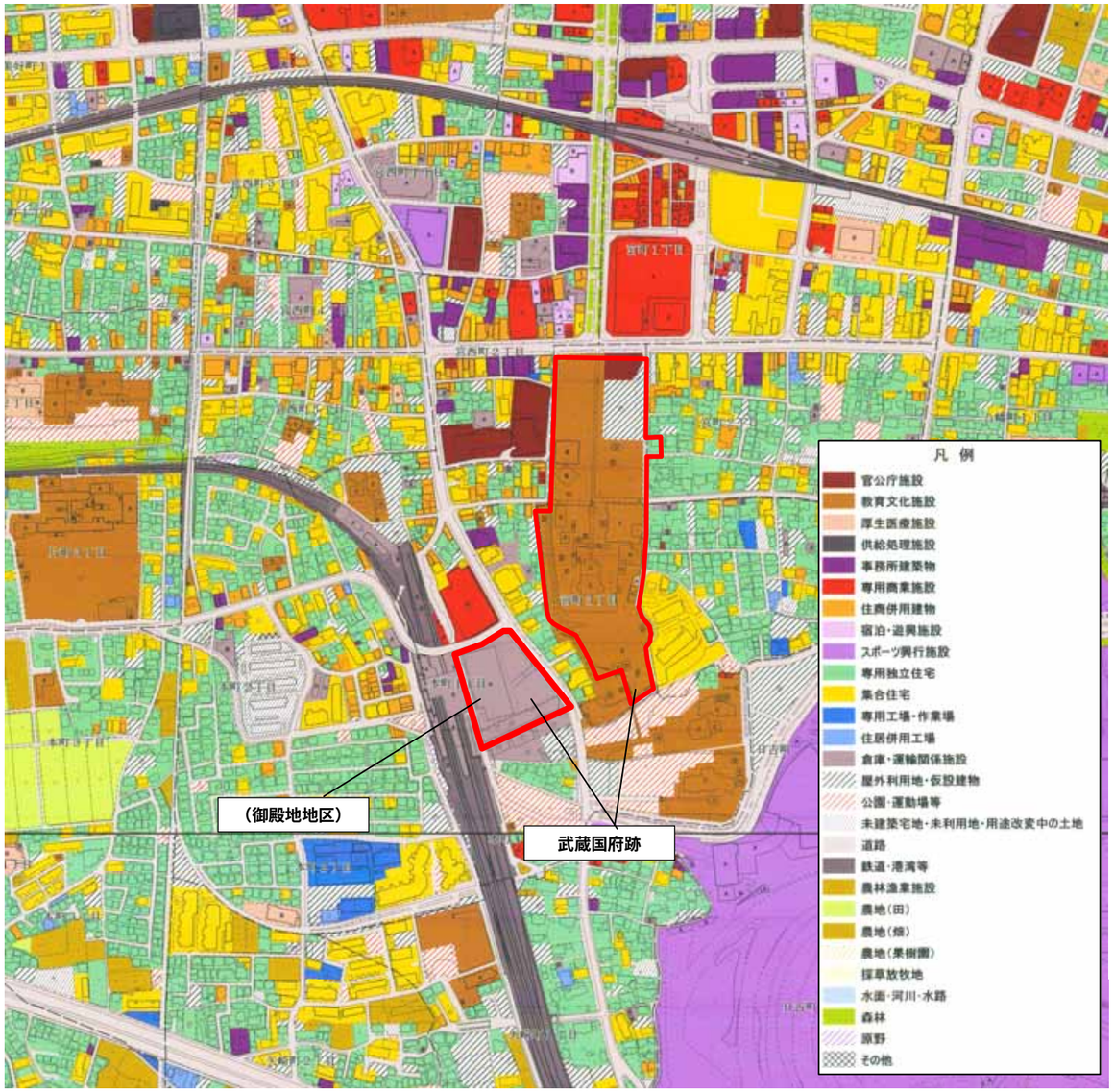

【道路基盤】

○史跡指定地の東部には府中街道（幅員 16m）、北部には主要地方道 20 号府中相模原線（幅員 16m）がある。いずれも整備済みとなっている。
○府中本町駅北部に交通広場、駅東部から東京競馬場への歩行者通路が整備されている

史跡指定地北部の府中相模原線

史跡指定地東部の府中街道

府中本町駅東（写真奥：東京競馬場への歩行者通路）

史跡指定地内から眺める東京競馬場への歩行者通路

４）交流人口／観光資源や集客状況

【地域の祭事、イベントについて】

■大國魂神社境内における祭事、イベント概要

１月　　初詣
２月３日　　節分祭：
　　→「福は内」の声とともに福を呼ぶ豆がまかれ、大勢の人でにぎわう。
５月３～６日　くらやみ祭（例大祭）：
　　→5/5 の夕刻の御輿渡御を中心に行われる祭。山車の上では府中囃子が奏でられ、大太鼓、威勢のいいかけ声とともに担ぎ出される御輿など。
７月２０日　　すもも祭
　　→大國魂神社の参道にスモモを売る店が並ぶ
８月１日　　八朔相撲祭
８月上旬　　商工祭
　　→商工業のイベント。お店や展示、ステージでショーが行われる。
９月２７・２８日　くり祭・献灯祭
１１月酉の日　酉の市
１２月　　晦日市

上：http://fuchu.happy-town.net/t_culture/00012918.html
中：http://www.ookunitamajinja.or.jp/matsuri/kurayami.html
下：http://www.arai-motors.com/fucyu/archives/2011/08/post_77.html

初詣

くらやみ祭

商工祭

■武蔵府中ふるさとまつりにおける史跡指定地の活用

2011 年 10 月 9 日に行われた**武蔵府中ふるさとまつりにおいて、**本史跡指定地を会場として「徳川家康の鷹狩再現！放鷹術実演会」イベントが行われた。（今年度も実施予定）

徳川家康の鷹狩の宿泊場所であった府中御殿跡で、家康が好きだった鷹狩を再現する放鷹術実演会を行うことは、御殿地地区の活用という意味でも大変意義あることだと思われる。

当日は大勢の見学者が集まり、駅舎からも見学する人がいました。

http://members3.jcom.home.ne.jp/tokyo.fuchu/fuchu-topics.htm

http://yaplog.jp/tokyo-fuchu/image/442/1543

【JR 府中本町駅の利用状況】

○本史跡指定地に隣接するＪＲ府中本町駅の乗客数について、１日平均乗客人数は約 17000 人、定期利用者は全体の約４割となっている

《参考》２０１２年５月２７日（日）ダービー入場者数：１１万５４０７人。

晴天に恵まれたこともあり、前年比 140.3%とアップ。売得金も 353 億 4600 万 6200 円（同 122%）で、うちダービーは 227 億 446 万 2000 円（同 114.2%）。入場、売り上げともに前年を上回った。

【観光人口】

■観光資源・イベントの入込客数

・くらやみ祭は約７０万人と府中市のイベントで最も多くの観光客を集めている。

表　近年の観光入込客数

単位：人（特記なきもの）

区分	名称	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考
観光資源	郷土の森博物館	416,452	363,985	364,467	386,605	
観光資源	府中市美術館	95,200	91,365	115,145	112,443	企画展のみ
観光資源	府中の森芸術劇場	2,031 回	1,604 回	1,786 回	1,010 回	３ホールの貸出回数
観光資源	武蔵国衙跡	－	20,000	20,000	20,000	平成 20 年４月開設
観光資源	府中特産品直売所	96,834	96,425	93,106	87,771	
観光資源	読売新聞府中工場(東京メディア制作)		8,600	7,000	8,600	暦年
イベント	くらやみ祭	700,000	700,000	500,000	700,000	
イベント	すもも祭	100,000	100,000	100,000	100,000	
イベント	府中市民朝市	7,200	4,800	8,100	8,600	平成 20 年度は１回中止
イベント	観光ガイドツアー	729	1,163	1,390	1,081	
イベント	府中市商工まつり	233,000	221,000	226,000	228,000	
イベント	府中市農業まつり	18,400	14,800	14,000	16,000	
イベント	府中市民桜まつり	234,500	240,500	250,000	230,000	
イベント	郷土の森あじさいまつり	38,798	39,694	40,623	40,688	
イベント	郷土の森梅まつり	89,265	81,075	64,990	70,548	
イベント	けやきフェスタ（よさこい in 府中）	106,380	37,765	119,909	122,787	平成 20 年度は雨天

出典：府中市調べ

■ＪＲＡ東京競馬場入場者数

・ＪＲＡ　東京競馬場の入場者数は１日平均 4.7 万人（H21 事業年度）　多くは府中本町駅を利用

表　ＪＲＡ東京競馬場入場者数（平成２１事業年度）

競馬場別	回数	日数	競走回数	入場者数
東京競馬場	５回	40 日	479 競走	１，８９１，０８１人
中山競馬場(参考)	５回	40 日	479 競走	１，３６６，８６２人

出典：平成２１事業年度 事業報告書（日本中央競馬会）

出典：観光振興プラン

２．史跡指定地及び周辺地区の現況　―③社会的環境

１）史跡の保存・活用に関する市民等の意向

〇平成 22 年 5 月 15 日に開催した現場説明会における参加者へのアンケート結果についてその概要を示す
【調査の概要】
調査方法：現場説明会参加者に調査票を配布し、説明会終了時に回収
調査項目：説明会開催情報の入手手段、説明内容への評価、説明会での印象、意見・感想（自由回答）
回答者数：815 人（うち市内の回答者 490 人）（現場説明会参加者数：約 3,000 人）

〇市内からの来訪者が約６割、市外からの来訪者が約４割となっている。
〇遺構が印象に残ったという回答が約５割を占める。
〇遺構の中でも特に近世につくられた井戸への関心が最も高く（約 30%）、次いで史跡指定地の規模、スケール感に対する関心（約 14%）が高い。
〇史跡の保存に対する意見が２割以上を占め、他今後の期待等高く評価されている。

図　現場説明会資料（一部）

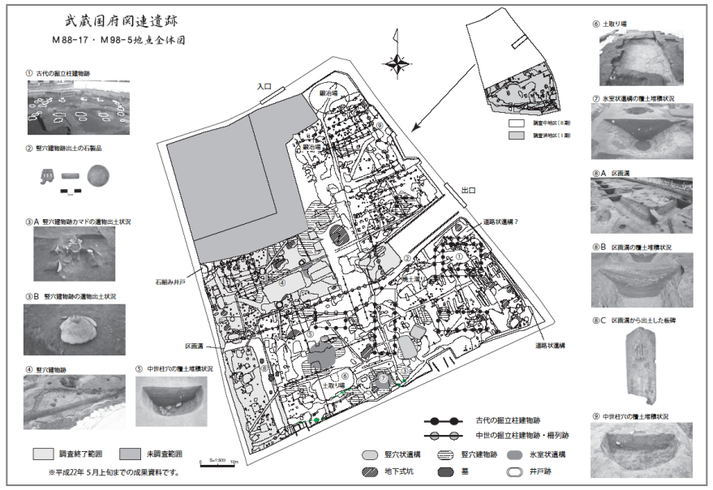

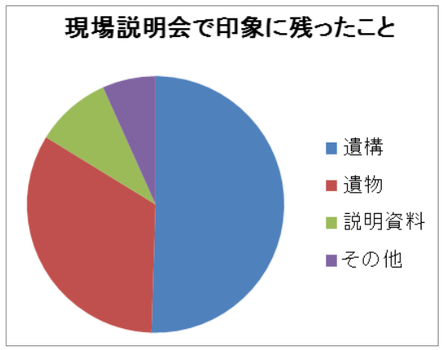

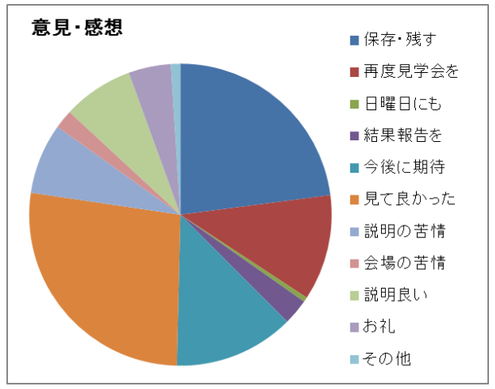

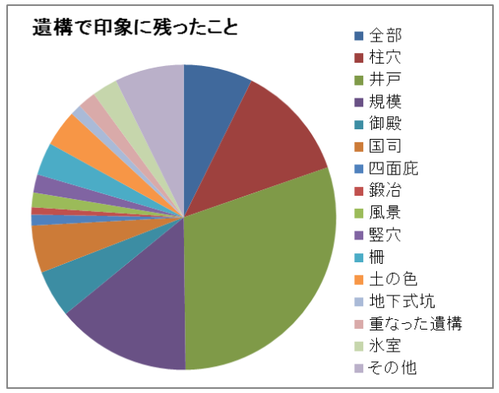

２）「国司館と家康御殿整備活用検討懇談会」による提言

〇本懇談会は、武蔵国府跡（御殿地地区）を整備、活用していくにあたって、市民主体の具体的な検討を行うために、昨年度府中市教育委員会の依頼を受けて設置されたものである。
〇ここでは、本懇談会の意見交換や協議を経て取りまとめられた、本史跡の保存、整備及び活用に向けた提言について、その概略を示す。

■整備活用への基本的考え方

(1) 国史跡の保存と史跡の歴史的価値を知ってもらう整備を大前提としながら、地域の商店が出店して物販ができるような整備を行い、地域の活性化と市内外から人が集まるにぎわいと魅力ある空間を創出します。

(2) 学術的調査研究成果に基づく歴史的事実に忠実な国司館の復元及び家康御殿のあった悠久の歴史の風情を感じることができる空間と、シンボル的な施設の整備を推進します。

(3) 当該地外にちゅうバスや来訪者向けの駐車場が整備できる場合は指定地内に設置しないが、それができない場合は、指定地内に駐車場等を設置するなど、多くの来訪者が安全、安心に滞在できる便益施設を整備します。

(4) 御殿地地区と大國魂神社、国衙跡、JR 府中本町駅、善明寺や高安寺及び熊野神社古墳などの近隣の歴史的・観光的資源を個々ではなく一体的に活用していくために、バスだけでなく、歩き見てめぐることができる「歴史の道」などを整備し、個々の資源を相互に連携させていくことで、歴史と伝統ある府中のまちづくりにつなげていきます。

■具体的な提言

(1) 地域拠点としての JR 府中本町駅前の賑わいと魅力ある環境整備
・地域住民がまずは魅力を感じられるような整備
・御殿の観光的再現、物販等への活用や、イベント広場の設置
・芸術・文化団体の発表の場、各種祭礼との連携　など

(2) 歴史の風情を感じることができる空間とシンボル的な施設等の整備
・国司館の復元整備
・歴史公園のようなテーマパーク、徳川家ゆかりの資料を集めた展示室の設置
・武蔵野の森の一部復元、四季折々の名所となる華やかさのある植栽帯設置　など

(3) 多くの来訪者が安全、安心に滞在できる便益施設の整備
・JR との協力による史跡指定地外でのバスターミナルや駐車場の設置
・トイレ、休憩スペースの設置　など

(4) 資源の相互連携による歴史と伝統あるまちづくりの推進
・市内の歴史文化施設、観光施設などの市内めぐりバスの整備
・キャッチコピーや解説版、イメージキャラクターの開発
・国分寺との連携強化　など

３．史跡の保存・活用に向けた課題

１）史跡の保存に関する課題

①時代の異なる重要な遺構が重複して検出

・古代の武蔵国府関連遺構と、中世から近世にかけての府中御殿関連遺構がおなじ場所から検出され、両者ともに我が国において歴史上重要な遺跡である。

・武蔵国府跡に関連する国司館跡の保存を前提としつつ、府中御殿関連遺構の保存が求められている。

②国司館跡の全体像の把握が困難

・国司館跡と考えられる四面廂付の建物群跡が発掘されているが、脇殿など一部が失われており、また区画施設が不明であるなど、国司館の全体像の把握が困難である。

③史跡保存のための周辺環境保全

・古代や近世など、富士山や多摩の横山（多摩丘陵）などへの眺望の場であったが、周辺の中高層建築の立地等により、眺望の確保が困難となっている。

・隣接する鉄道施設など史跡指定地は都市施設に囲まれており、史跡指定地との景観上の調和を図る必要がある。

２）史跡の整備活用に関する課題

①史跡の整備と駅前の賑わいと魅力ある空間の創出の両立

・JR 府中本町駅に隣接する史跡であり、史跡の歴史的価値への認知を高めるとともに、地域の活力向上に資する賑わいづくりとしての活用方策の検討が必要である。

・史跡の保存整備にあたって、景観形成や史跡地の利活用、周辺とのつながりや眺望などの検討が重要であり、そのためにも JR 東日本、JRA 東京競馬場等関係機関との連携が必要である。

②重複する史跡に関する歴史的空間や施設の表現方法の検討

・時代が異なる史跡が重複し、武蔵国府に関連する国司館跡が極めて重要な史跡である一方で、地区の名称の由来となった府中御殿に対する認知度は高く、国司館への理解を高めるための空間や施設の表現方法の検討が必要である。

・国司館と御殿の立地の関連性など、史跡の本質的価値の保存を前提としつつ、重複する重要な歴史資源の活用方策の検討が必要である。

③都市活動との調和や関連施設整備の検討

・都市活動の拠点である駅前の立地であり、史跡の歴史文化が体験できるような演出や空間づくりの検討とともに、駅からのアクセス性の向上を図るなど、都市活動と調和した利活用しやすい環境づくりが必要である。

・史跡指定地の利活用方法とそれに応じた便益施設の整備、管理体制などの検討が必要である。

④周囲の関連遺跡や文化施設などとの相互連携の強化

・国衙跡など武蔵国府関連遺跡や、大國魂神社の東照宮など徳川将軍関連の文化施設などが多数有り、歴史文化の重層性や連続性を体感できるよう、周辺の関連する遺跡や文化財、文化施設等との連携を強化することが必要である。

・史跡を巡る歩行者ネットワークや案内など、史跡地周辺の整備や仕組みづくり等が必要である。

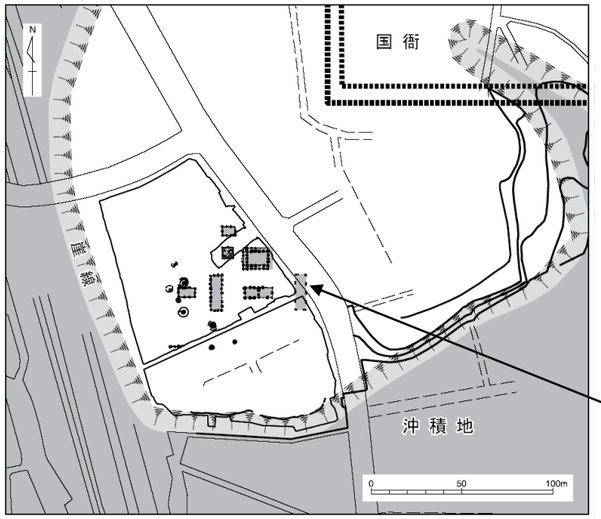

図　調査地区付近の地形復元図

出典：府中市埋蔵文化財調査報告第 51 集武蔵国府跡（御殿地地区）

府中街道から史跡指定地への眺め

府中街道の切り通しによって失われたと想定される東の脇殿

往時の良好な眺望を得るための視点場の形成や周辺の都市施設等との景観的な調和が必要

駅からのアプローチの確保（史跡指定地へのアクセス性向上）

４．史跡の保存・活用の方向性の検討

１）史跡の本質的価値について

●国府形成過程を示す武蔵国府の館建造物群の配置
- 武蔵国の国庁造営以前につくられた国司の館で、整然と規則的に配置された建物
- 国衙との位置関係や景観などから府中の文化的環境の一等地に立地していること

●古代からのいわれを踏まえた徳川御殿地の記録
- 国司の権威を引き継ぐ徳川将軍家の御殿の立地

●武蔵野台地と多摩川低地をつなぐ府中崖線突端部の風光明媚な立地特性
- 富士山や万葉集に謳われる多摩の横山（多摩丘陵）を見渡す眺望の場

●周辺の歴史的環境と一体となった人々の営みが行われていた場
- 様々な時代の営みが重なり、広がっていた地域

２）保存・活用にあたっての基本的考え方

【保存・活用にあたっての前提条件】

１．武蔵国府・国司館と想定される遺構の保護を前提とした保存整備とする

２．史跡指定地内の府中御殿と想定される遺構について観光資源としての活用を検討する

【保存・活用に向けた基本的考え方】

①史跡の本質的価値の保全と史跡に対する理解の促進
- 武蔵国府・国司館への理解を深めるための環境整備を図ることを基本とし、優れた眺望の場を体感できる空間づくりや演出など、国司館の歴史的価値の理解を高める空間形成を図る。

②都市活動の拠点としてふさわしい賑わいと魅力ある環境整備
- 地域の歴史文化を学び楽しむとともに、地域の活動や祭礼、イベント等の場として活用できるよう、都心の貴重なオープンスペースとしての環境整備を図る。

③歴史文化を体感できる演出・空間づくり
- 武蔵国府・国司館の時代・歴史文化を感じられる空間的特徴や景観の形成とともに、国府のはじまりや中世、近世の御殿など時代の重層性が感じられる演出、情報発信等に資する環境づくりを行う。

④歴史文化を学び、楽しみ、活動する場にふさわしい快適な環境整備
- 史跡指定地に訪れる多くの人々が、安心して滞在し、活動できるよう、歴史的空間との調和に配慮した便益施設等の整備検討を行う。

⑤近隣の歴史や都市的資源を生かした相互連携の強化
- 古代の武蔵国府や近世のまちが成立した地形的な特徴やその規模、また国府から御殿の立地など歴史的な経緯やその重層性を体感できるよう、個々の歴史文化資源の保全と相互連携を図る。

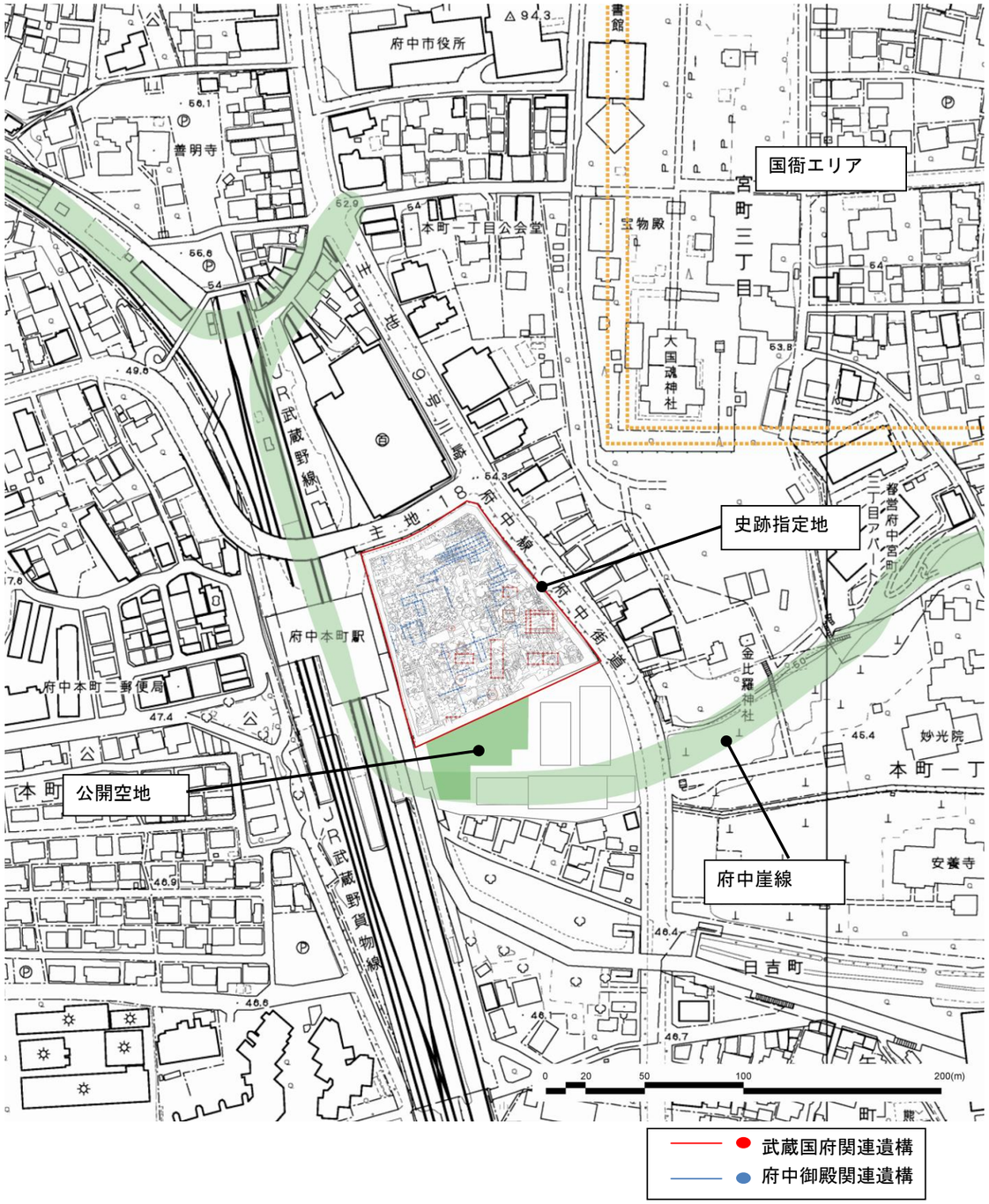

４．史跡の保存・活用の方向性の検討

３-1）　保存・活用整備の方向性の検討（史跡指定地内）

①遺構保護を前提とした整備
・武蔵国府・国司館に関連する建物群の遺構保護
・府中御殿に関連する建物や塀等の遺構保護

②国司館への理解を深める本質的な価値の情報発信
・国司館の建物群遺構の表面表示
　特に重要な建物、これと同時期に立地していた建物など、国司の館の特徴を伝える
・高低差の復元（府中街道からのアプローチ用道路を廃止し、平坦地とする）
・ガイダンス施設の整備

③国司館の空間構成や利用しやすさに配慮したアプローチ環境の整備
・府中本町駅、史跡北部道路とのつながり（歩行者のアクセスしやすさ、サービス動線等）に配慮
・府中街道や国衙、大國魂神社とのつながり（アクセスしやすさ、視認性等）に配慮
・史跡の利用形態等を踏まえた動線計画の検討
・史跡への認知を高めるアプローチの演出、空間の形成
・府中街道からの視認性を確保するため、切り通し道路のよう壁の修景整備
・駐車場、駐輪場の必要性の検討

④史跡地内からの眺め、景観に配慮した修景整備
・南の多摩川、多摩丘陵（多摩の横山）への眺望の活用（視点場の整備等）
・東の大國魂神社等の緑（杜）への眺めの活用（緑を背景とした史跡の空間づくり）
・府中街道沿道の建物高さの規制など、史跡周辺の景観誘導
・マンション、駅舎等に対する修景

⑤標識、説明板等の設置・史跡指定地の保存・活用整備
・本史跡の標識と、他関連する案内板等とのデザイン調整
・国司館と御殿の立地のつながりなど、地域性・いわれなど歴史・ストーリーの解説や情報発信

⑥活用方法と必要な便益施設整備やマネジメント体制の検討
・賑わいづくりに資する環境づくり、広場的空間の確保ならびに必要な便益施設（トイレ、休憩所等）の整備検討
・市民等参加による利活用方法やマネジメント体制等の検討

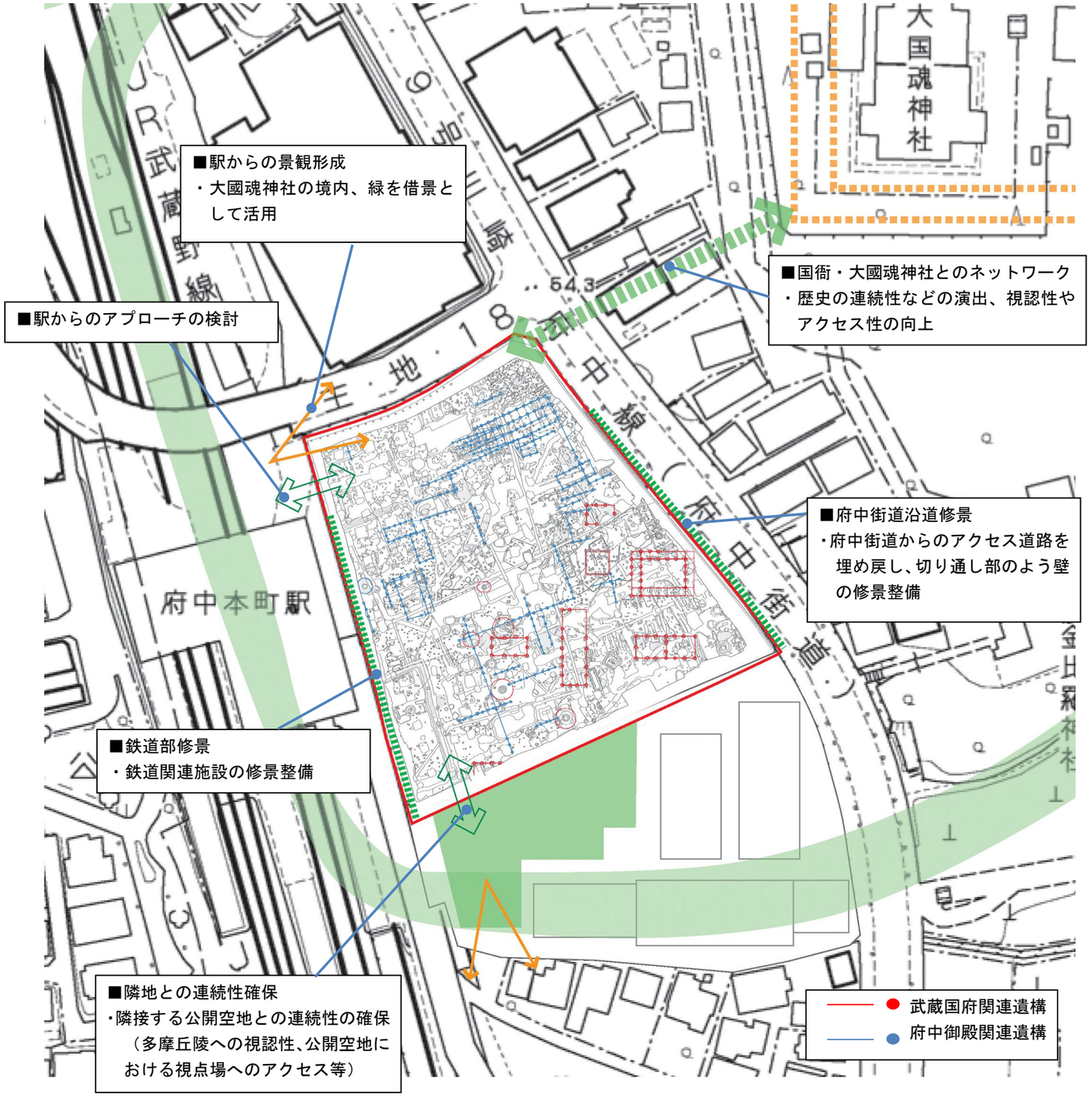

３-2）　保存・活用整備の方向性の検討（周辺地域）

①調査研究の推進
・武蔵国府関連遺跡をはじめ、御殿に関わる歴史文化等の調査研究の深化と情報発信

②大國魂神社とのつながりを強化
・国司館と国衙、御殿と東照宮などのつながりを体感するための案内や解説板などガイダンス機能の強化、及び景観やデザインの統一などによるつながりの表現・演出

③周辺に点在する歴史的資源等とのネットワークの強化・充実化
・周辺の文化財や文化施設を散策してまわることができる歩行者・自転車ネットワークの強化（既存の緑道等とのつながりとサイン整備、安全な歩行者空間の確保など）

④既往施設とのガイダンス機能の連携
・ふるさと府中歴史館や郷土の森博物館など、既存の文化施設との連携

《参考》保存・活用整備の方向性の検討（H23 懇談会の提言における導入施設等）

①地域拠点としての賑わいと魅力ある環境整備
・御殿の観光的再現、観光グッズや地元特産品の販売店舗としての活用
・多目的なイベント広場の設置、定期的なイベントの開催
・芸術・文化団体の発表の場となる会場の確保
・JR との協力による駅利用者が訪れやすい環境整備
・各種祭礼など祭りとの連携によるにぎわい空間の創出
・受益者負担を原則とした管理運営方法の検討　など

②歴史の風情を感じることができる空間とシンボル的な施設等整備
・国司館の復元
・武蔵国府歴史公園のようなテーマパークの設置
・武蔵野の森の一部復元、華やかさのある植栽帯や大賀ハスの蓮池などの設置
・徳川家ゆかりの資料を集めた展示室の設置
・小中学校の児童等にわかりやすい見学施設整備、学校教育との連携　など

③多くの来訪者が安全、安心に滞在できる便益施設の整備
・JR との協力によるバスターミナルや駐車場の整備、できない場合は史跡指定地内でのバスや駐車場確保の検討
・便益施設としてトイレ、休憩スペースの設置　など

④資源の相互連携による歴史と伝統あるまちづくりの推進
・府中観光協会との連携、観光ガイドの育成
・市内の歴史文化施設、観光施設など市内めぐりバスの整備
・キャッチコピーや解説板、イメージキャラクター開発、インターネットの幅広い活用
・国府市民塾の立ち上げ、市民が気軽に参加し歴史を学ぶ場の形成
・国分寺との連携、国府・国分寺歴史めぐりツアー開催　など

４．史跡の保存・活用の方向性の検討　―他都市事例にみられる史跡の保存整備事例

古代の都城、官衙跡等の保存整備事例

○常設の遺構の保存、現地表現方法としては次のような取り組みがみられる。
- 建物（群）：◆柱跡の表現（平面／立体／架構／復元）、
  - ◆材料（石材／植栽（藤棚・柱状に選定）／舗装のマーク等）
  - ◆基壇の復元（石材／コンクリート／表面木材）、柱跡を表現する場合もある
  - ◆築地塀の復元、門の復元整備
- 遺構（実物）の上に展示施設を整備し、遺構がみえるようにする
- 別の場所に模型展示（屋内／屋外）

○立体的な表現、施設の復元整備に関しては、調査研究によって明らかになった建物に関して実施されている

○建物の形態意匠などは不明だが、建物の規模を表現するため、藤棚として整備する例などもある

遠江国府　御殿遺跡公園（平面）

上野国分寺　築地塀の復元整備

武蔵国分寺北東側大溝復元保存

平城宮跡　大極殿跡（立体）

斎宮跡　1/10 模型展示（屋外）

飛鳥山公園　模型展示（屋内）

○一時的な立体表現事例としては、次のようなものがみられる。

・光による演出

→藤原宮跡のライトアップ事業（光による区画道路の表現、仮設的な建物整備など）

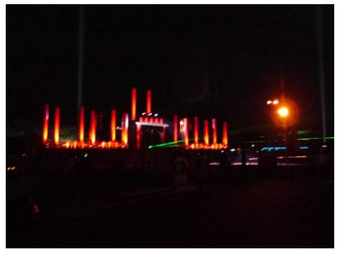

・スマートフォン等を使った情報提供

→難波宮では、専用アプリをダウンロードし、マーカーが着いた場所でダウンロードすると、スマートフォンのカメラ機能でみると礎石の上に建築物が現れるソフトを開発。（屋内外で運用可能）

ガイダンス施設

○復元建築物を利用

○復元建築物を解説

大阪市歴史博物館　難波宮復元建物

藤枝市　史跡志太郡衙跡　資料館

都市部・市街地内の遺構展示・活用事例

○地下から遺構を確認

四ツ谷駅地下　江戸城城壁の実物展示

○周囲の土地利用との調和・都市的利用への配慮

史跡　長岡宮跡

→都市的な活動を妨げず、周囲の街並みと調和した整備のあり方